

市町村官民連携事業創出支援事業委託事業者募集要領

1 趣旨

この要領は愛知県（以下、「県」という。）が実施する「市町村官民連携事業創出支援事業委託業務」（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

※ 本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会において議決され、その予算の執行が可能となることを条件とする。

2 業務名

市町村官民連携事業創出支援事業委託業務

3 業務目的

愛知県では、産学官金の多様な主体が持つ、イノベーションのアイデアを発掘・共有し、民間からの提案を起点として、社会課題の解決と地域の活性化を図る官民連携プロジェクトの創出を目指す「革新事業創造戦略」を2022年12月に策定した。

県内全域にわたるイノベーション・エコシステムの形成を図るため、県内各地域において官民連携プロジェクトが創出される環境整備も急務であることから、市町村が抱える社会課題・地域課題（以下、「社会課題等」という。）を発掘し、市町村と民間企業による官民連携プロジェクトの創出を促進させることを目指している。

本業務は、「革新事業創造戦略」の的確な推進を図るため、（1）研修・ワークショップ、企業向けセミナーの開催、（2）社会課題等の言語化支援及び（3）民間企業に対してのガバメントピッチの開催を行うものである。

4 業務内容

「市町村官民連携事業創出支援事業委託業務仕様書」のとおり

5 業務実施上の注意点

- (1) 企画提案は、1者につき1件とする。2案以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。
- (3) 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で愛知県が判断する。
- (4) 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続であり、業務の実施においては、企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定し仕様書に定める。

6 提出物

- (1) 調査報告書

5部

(2) 上記の電子データ 1部

(3) その他、本県が指示したもの

※ 電子データは県が指定する形式で作成すること。

7 納品場所

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

8 応募資格

以下の(1)～(7)のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(令和6・7年度)大分類「3. 役務の提供等」に登録されている者であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約にかかる資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと、また、6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

9 募集期間

2025年2月25日(火)から2025年3月17日(月)午後5時まで

10 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約
- (2) 委託金額限度額
金5,047,240円(消費税及び地方消費税を含む)
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則129条の2により、契約金額の100分の10以上の額とする。
(あるいは、愛知県財務規則129条の3第3号の規定に基づき全額免除する。)
- (4) 契約期間
契約締結日から2026年3月17日(火)まで
- (5) 委託金の支払条件
業務完了後、精算払いとする。
- (6) その他
企画提案の内容に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超える

ことは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

11 応募方法等

(1) 提出書類

提出書類、様式及び提出部数等は、次表のとおりとする。

様式は、愛知県イノベーション企画課 Web ページ

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/innovation-kikaku/shichosonkanminrenkei.html>) からダウンロードのこと。

	提出書類の名称	規格	提出部数
様式 1	企画提案書（表紙）	A 4 縦両面	8 部
任意様式	企画提案書（内容）	A 4 縦両面	8 部
様式 2	経費見積書	A 4 縦両面	8 部
任意様式 （添付書類）	<ul style="list-style-type: none"> 提出者の概要が分かる資料 事業実施体制 同種事業実績 直近 2 年間の決算報告書 共同事業体協定書の写し、委任状 （共同事業体の場合のみ） 	原則 A 4 縦両面	8 部
様式 3 様式 4	社会的価値の実現に資する取組に関する申告書*	A 4 縦両面	8 部
様式 5	企画提案書の非開示願 （必要な場合のみ）	A 4 縦両面	1 部

※ 該当する取組の登録証等を所持していない場合は、登録等の事実が確認できる書面（再発行された登録証等又は証明書など）を提出すること。（様式 4 参照）

(2) 「経費見積書（様式 2）」について

- 消費税及び地方消費税額抜きの金額（円単位）を記載の上、消費税及び地方消費税を含む旨を記載すること。
- 様式 2 に日付、事業者名、代表者名等を記入すること。
- 経費見積書に記載した金額の明細書を添付すること。
- 企画提案書とは別綴じとすること。

(3) 「添付書類（提出者の概要が分かる資料）（任意様式）」について

- 会社・団体のパンフレット（無い場合はその概要がわかるもの）

(4) 「添付資料（事業実施体制及び同種事業実績）（任意様式）」について

項目	提案内容
1. 事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を実施する総括責任者及び業務担当者の氏名、所属・職名、実施体制などについて、詳細に記載すること。
2. 同種事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に類似または関連する業務の実績がある場合は、過去 2 年間の実績について簡潔に記載すること。 なお、記載した実績については、必ず実績を示す書類（契約書写し、事業報告書等）を 1 部添付すること。

※ 企画提案書とは別綴じとすること。

(5) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）のいずれかとする。

ただし、持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 提出期限

2025年3月17日（月）午後5時（必着）

(7) 提出先

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（本庁舎地下1階）

愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

戦略企画・運用グループ 大澤・禹（うー）

電話 052-954-7423（ダイヤルイン）

(8) 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・提出された書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。
 - 虚偽の内容が記載されているもの
 - 記載内容や提案内容等が本要領の規定に適合しないもの
- ・提出された書類に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- ・提出された書類は、必要に応じて複写（県庁内および選定委員会での使用に限る）する。
- ・提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。
- ・採択を決定した企画提案の内容について、その一部の変更をお願いすることがある。

(9) 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありません。

ア 日時

2025年3月5日（水） 午後1時から

イ 場所

オンライン開催（Zoomを使用）

ウ 参加申込方法

以下により電子メールで行ってください。

- ・申込期限2025年3月3日（月） 午後5時まで
- ・件名は「革新事業創造戦略推進事業委託業務の説明会」としてください。
- ・本文中に次の(ア)～(ウ)を記載してください。

(ア) 貴社（団体）名（個人の場合は、「個人名」として記載してください。）

(イ) 参加者氏名

(ウ) 連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

- ・申込先：愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課

電子メールアドレス：innovation-strategy@pref.aichi.lg.jp

(10) 質疑

本業務に関し質問等がある場合は、様式6に必要事項を記載のうえ、2025年3月10日（月）午後5時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、2025年3月12日（水）までに、質問者に電子メールにて送信し、内容により愛知県のWebページに掲載する。

・メール送信先

innovation-strategy@pref.aichi.lg.jp

・メールの件名

「革新事業創造戦略推進事業委託業務に関する質問」

〔ただし、企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため、受け付けません。〕

12 選定事業者数

1者

13 提案の審査・選定等

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために選定委員会を設置する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下、「提案書」という。）について、県が形式審査を行った後、選定委員会において審査を行う。選定委員会による審査は、提案書に基づく書面審査及び提案者によるプレゼンテーションにより行う。

ただし、4者以上からの企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県（イノベーション企画課の職員）において書面による書面選定を行い、上位3者程度を選定委員会での審査の対象とする。

具体的な選定者数については、選定担当職員が協議を行い、総合的内容を評価の上決定し、選定委員会へ付議する。書面選定は選定委員会と同様の基準にて審査する。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

なお、書面選定及び選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じない。

(3) 選定基準

委託先の審査は、応募資格を満たしている者につき、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

ア 事業実施体制

- ・提案者の知識、経験、人脈等が本事業の実施に資するものか。
- ・業務の実施体制の適切さ、同種又は類似業務の実績

イ 実施内容の妥当性

- ・業務全体の方針、業務実施の工程（プロセス）、スケジュールの適切さ

- ・仕様書記載の調査内容における各項目において、調査内容及び方法が適切か。

ウ 費用対効果

- ・見積金額の適切さ

エ 社会的価値の実現に資する取組

- ・社会的価値の実現に資する取組内容

(4) 審査結果の通知

審査結果は、2025年3月下旬頃（予定）に全提案者に対して電子メール及び郵送で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委託事業者選定委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せに応じられない。

(5) 契約

ア 選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。また、精算金額については、予算の範囲内で実施計画や市場価格等を十分精査し、適正な価格となるよう調整することがある。

イ 候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者が、改めて県と協議等を行うこととする。

14 スケジュール（予定）

2025年3月 5日（水）午後1時	説明会の開催
3月10日（月）午後5時	質問等の提出期限
3月12日（水）	質問等への回答の公表
3月17日（月）午後5時	企画提案書の提出期限
3月 下旬	選定委員会の開催・受託者の決定
4月 月上旬	契約
2026年3月17日（火）	業務完了

15 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

- ・提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合
- ・県職員又は企画競争関係者に対して、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

16 問合せ先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎地下1階
愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課
戦略企画・運用グループ 大澤・禹（うー）

電話 052-954-7423 (ダイヤルイン)
メール innovation-strategy@pref.aichi.lg.jp

別紙 1

経費支出基準

(1) 本業務に係る人件費、交通費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、再委託費、賃借料等

(2) 対象経費

ア 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

イ 交通費

事業の実施に必要な交通費（渡航費、電車代、タクシー代等）

ウ 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

エ 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

オ 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

カ 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

キ 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

ク その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

ケ 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

コ 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税